みんなの生活ブック

～知りたい！がいっぱいつまった 消費者ハンドブック～

中学生
編

消費生活のことを
いろいろ
知っとかないと！

ネット・情報	ネットのトラブルに巻き込まれないために
お　金	消費のこと、経済のことを生活の中で学ぼう
環　境	ものを大切にして、環境に配慮した生活を目指そう
安　全	事故を予防するために

United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

神　戸　市

家庭で、地域で、子どもたちを自立した消費

冊子の目的

- 生活の様々な場面で、保護者の経験を活かして必要なことを教え、時には子どもと一緒に考えるためのヒントをまとめました。
- 子どもが健康で安全な生活を送り、将来に向けて主体的・社会的な行動がとれるようにするために、家族みんなで学びましょう。
- 子どもの健全育成のために、地域の皆さんの声かけやかかわりが重要です。
  地域で子育て支援に取り組んでいる皆さんも、子どもとのコミュニケーションの材料としてご活用ください。

子どもの消費者としての自立を支援するに

消費者教育の視点から、保護者は子どものどのようなできごとに注意しながらかかわっていけばよいでしょうか。

●子どもの消費行動への関心を示す

子ども自身も悩みながら親離れし、自立していきます。これまで以上に子どもと会話しながら、消費生活での心配事やトラブルについても話ができる関係を作りましょう。同じ目の高さで深い関心を示しながら話を聞く姿勢が大切です。

●自立心と責任感を育てる

消費者としての自覚や自立心を育てるためには、過保護や過干渉になることなく、買い物での失敗などの経験を通じてより良い行動を考えさせることが必要です。その際、保護者自身も子どもの意見を聞

者に育てましょう

あたって

きながら一緒に考えていきましょう。
子どもの良いところを見出してほめることは、自信や自尊心を育てるうえで必要です。反対に、子どもが失敗したり間違ってしまったとき、感情的にならず、いけなかった理由をきちんと伝えるようにしましょう。そのような中で、行動の結果は責任が伴うことを自覚させることが大切です。

●社会的な役割・責任についての意識を育てる
インターネットや携帯電話などを利用することは、社会と直接関わりをもつことであり、社会的な責任が求められます。保護者もSNS(10ページ参照)などメディア利用の仕方を学んでいきましょう。また、環境に配慮した消費行動についても一緒に考えて取り組む姿勢を示すことも重要です。

冊子の活用方法

1.家庭での活用

- 子どもの生活のリスクを考えるヒントとして
- 家庭でトラブルが発生したときの話し合いの材料として
- 具体的な取組みを一緒に考えるヒントとして

チェックシート(8ページ及び18ページ)を親子で活用しよう。
意外と子どもの方がよく知っている場合があるよ。

2.地域での活用

冊子を通じて、子どもたちの生活の状況や課題、子どもの消費者教育を進めるポイントをご理解いただき、子育て支援にお役立てください。

生活の中の身近なも

1. ネット・情報

～ ネットのトラブルに巻き込まれないために ～

2. お金

～ 消費のこと、経済のことを生活の中で学ぼう ～

のに目を向けよう！

3. 環境

～ ものを大切にして、環境に配慮した生活を目指そう ～

4. 安全

～ 事故を予防するために ～

5. やってみよう！消費生活自立度チェック

※ワケトンとトコトンは神戸市のごみと資源の分別徹底キャラクターです。

1 ネット・情報

ネットのトラブルに巻き込まれないために

「メールアドレスを変えたい」はトラブル発生のサイン!?

2

お金を請求するメールがくる…。
どうしょう。

請求書

引っかかったな。

あなたなら、
どのように
答えますか。

知っとかないと!

架空請求

登録した覚えのないサービスや買った覚えのない商品の代金を請求されることを**「架空請求」**といいます。

インターネットでこのようなトラブルが生じても、子どもから言い出しにくいものです。メールアドレスを変えたいと言ったときは、トラブルが生じている可能性があります。メールアドレスを変更するための暗証番号等は保護者が管理し、子どもからの「サイン」をキャッチするようにしましょう。

また、架空請求メールを受けたら、「絶対に相手に連絡をとらない」ということを普段から声をかけて、注意しておきましょう。

ケータイ（携帯電話）については、普段から家族でコミュニケーションをとることが、トラブルの予防や早期発見につながります。

無料のゲームのはずが、高額請求になることも

たくさん
使わせて
やった!!

1ヵ月後、携帯電話の料金請求を見て…

えっ!?
請求額が50万円!?
もしかして、ゲーム!?

請求書
080-000-0000
500,000円

アイテムを
いくつ買ったんだ。

あなたなら、
どのように
注意しますか。

お父さんも、よく分からないまま、返事をしていましたね。聞かれた時に、どういうものか、子どもと一緒に確認する必要がありました。

知っとかないと!

オンラインゲームを利用したときの高額請求の原因

ケータイ、パソコン、ゲーム機からインターネットに接続してオンラインゲームをすることができます。(ゲーム機もWi-Fi(※)経由でオンラインゲームをすることができます。)

ケータイでオンラインゲームをする場合、インターネットに接続するための料金が発生し、パケット使い放題プランなどに申し込んでいない場合、高額な料金が発生します。

また、無料ゲームであっても、有料のアイテムを購入するたびに、料金が発生します。
オンラインゲームをする場合、まず利用規約をよく読むとともに、高額な料金請求にならないよう、料金の上限が決められている料金プランを検討したり、家族で事前にしっかりとルールを決めておくことが重要です。

※Wi-Fi(ワイファイ):無線LAN通信の一種で、対応機器は無線LAN経由でインターネットに接続できます。

ネットで知り合い、そこには魔の手が…

プロフでいじめがエスカレート

※スマホ：スマートフォンの略。通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。

知っとかないと！

ネット社会の危険な出会い

出会い系サイト以外でも、SNS（※10ページ参照）やゲームサイトの掲示板機能等によって、見知らぬ人同士が出会う機会があります。インターネット上のコミュニケーションでは、本来の目的を隠して接触することが可能です。「なりすまし」といって、年齢や性別など全く違う人格の振りをして近づき、犯罪につながるケースもあります。

ネット上で知り合った人とは決して会わないようにしましょう。

日頃から、子どもがネットを通じてどのようなサービスを受けているかを把握し、ネット上で知り合った人とは会わないことをルールにし、注意しておきましょう。

ネットいじめ

プロフは子どもでも簡単に開設することができます。プロフは、匿名で書き込みができ、いったん誰かが悪口を書くと、エスカレートし「ネットいじめ」につながる場合があります。

日頃から、子どものプロフを一緒に見たり、子どもの使っているサービスを話題にすることで、トラブルの早期発見につなげましょう。

また、トラブルが発生した場合は、警察や学校に相談するなどの対応ができるようにしておきましょう。

被害者にも加害者にもならないように、日頃から声かけをして注意しましょう。

あなたの「ネット・情報」理解度をチェックしてみよう！

正しい内容には○を、間違っている内容には×を□の中に書いてみよう。

おとなも子どもも やってみよう。

正解は、次のページ。知っとかないと！

1 □ 子どもがケータイを持つ場合、有害サイトへのアクセスをブロックするためフィルタリング(※1)を設定することが大切である。

2 □ 私はしっかりしているので、ネットで知り合った人と会っても大丈夫だ。

3 □ メールを送信するとき、TO、CC、BCCの違いを理解して、知らない人の間でアドレスが分からないように使い分けている。

4 □ ネットに書き込みをするとき、特定の地域や個人の情報が推察できるような情報は、書き込まないようにしている。

5 □ スマホで撮影した写真には、位置情報が記録されるので、写真をネット上に掲載すると、個人や場所を特定される危険がある。

6 □ ネット上にあるアイドルの写真は、基本的には著作権があるのでダウンロードは禁止されている。

7 □ 他人が写っている写真には肖像権があり、悪用されることがあるので勝手に自分のブログなどでネットに掲載してはいけない。

8 □ 友達から、10人に転送しないと呪いがかかるという怖い内容のメールがきた。怖いので、自分もすぐにメールを転送する。

9 □ 掲示板に人の悪口を書くと、他の人も悪口を書き、エスカレートするときがあるので、からかい程度の書き込みもしてはいけない。

10 □ 未払い金があるという内容のメールを見て、見覚えがなかったので、すぐに相手に連絡を取って確認する。

11 □ 友達とメールのやり取りをしていると際限がなくなるときがあるので、使用時間を家族のルールとして定めている。

12 □ 知らない人から、賞金があたったので連絡するように書いたメールが届いたが、うまい話には裏があると思い連絡しなかった。

13 □ ネットオークションは、インターネットを通じて競売を行うことで、手軽に出品や入札ができるが、中学生は参加が制限されている。

14 □ インターネット通販で商品を購入し、商品が到着して気に入らないとき、一定の期間内に、クーリング・オフ(※2)を行うことができる。

※1 フィルタリング:おとな向けのサイトや有害サイトなどを閲覧できないようにするサービス。
※2 クーリング・オフ:訪問販売など一定の取引について、消費者が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除できる制度。

解答・解説

子どもがどのようなサービスを利用しているか把握しましょう。

❶	○	18歳未満の子どもがケータイを使用する場合は、フィルタリングの利用について、保護者の不要申告がない限り、原則加入することが法律で定められています。
❷	×	「なりすまし」は出会い系サイトでよく使われる手口です。全く別の人格の人が、なりすましている場合もありますので絶対に会ってはいけません。
❸	○	TOやCCによって複数の人に送信すると、送信された人全員がお互いのメールアドレスを見ることができます。複数の人に送信する場合、お互いに知らない場合は、BCC(ブラインド・カーボンコピー)を使って送信しましょう。
❹	○	ネットに掲載した情報が収集されることによって、個人が特定されたり、家族の情報などが集められてしまうことがあります。 自分のことはもちろん、家族のこともネット上に掲載してはいけません。一度、書き込んだ情報は、誰かがコピーしていたらネット上から完全に取り消すことはできません。
❺	○	自分の学校の制服が映った写真や、家の近所の風景の写真をネットに掲載すると、場所や個人が推察される危険があります。また、家の中のペットや自分が作ったケーキなどの写真を撮ってブログに載せる場合には、GPS機能(※)があれば、撮影した場所が特定され、家の住所が分かってしまいます。(操作でGPS機能を切る方法もあります) ※GPSとは、人工衛星を利用して、地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。 Global Positioning Systemの略。
❻	○	著作権のある内容をネット上で公開したり、著作権が守られていない内容をネット上よりダウンロードするのは法律に違反します。
❼	○	他人が写っている写真は肖像権があり、勝手にネット上に掲載してはいけません。
❽	×	チェーンメールは、間違った情報を社会に流すことになりますので、人に転送してはいけません。 転送すると、今度はあなたが加害者になります。
❾	○	ネットでは、匿名でのやりとりが可能なため、意見を書き始めると次第にエスカレートしていく傾向があります。サイト管理者の協力があれば、誰が書き込んだものか特定できます。
❿	×	メールで覚えのない請求が届いても、決して相手に連絡してはいけません。 連絡することによって自分の情報を相手に与えてしまうことになります。
⓫	○	ケータイのメールのやり取りで、すぐにメールの返信をもらったり、送らないと落ち着かないなど「依存症」になることがあります。気がつけば、ケータイばかりを触っていて、生活のリズムが崩れることもあります。ケータイを利用する際のルールを家族で決めて守るようにしましょう。
⓬	○	電話をすると自分の情報が相手に知られてしまいます。絶対に連絡をとってはいけません。
⓭	○	18歳未満のオークションサイトの参加は規約で制限されています。年齢を偽って利用登録をしてはいけません。中学生が年齢を偽って利用登録をした場合、不本意な契約をしてしまっても、取り消すことができません。
⓮	×	インターネット通販は、自分から商品を選んで購入しているのでクーリング・オフはできません。 (通信販売業者が広告に返品の特約の表示をしていない場合、商品等を受け取った日から8日を経過するまでの間は、返品が可能。但し、返品の送料は購入者が負担。)

あなたの「ネット・情報」理解度は、

正解数 **12個以上…** ☆ だいたいの理解ができています。引き続き、正しい使い方ができるようにしましょう。

9～11個… ☆ まだ、学ぶことはあります。あなたのネット・情報の知識レベルをもう少し上げましょう。

8 個 以 下… ☆ 知識が不足しています!! トラブルにあわないために、勉強が必要です。

メール送信する際のTO、CC、BCCの違いをマスターしよう

アドレスを知らない人どうしに、同時にメールを送る時は、気をつけようね。

- メールアドレスの変更を知らせる時など、複数の人宛てに同時に送る場合は、BCC（ブラインド・カーボンコピー）を使いましょう。
- BCCは、ブラインド・カーボンコピーの略で、ブラインド（見えなくする）という意味があります。
- CCは、あなたにも参考に送りますという時に使います。

CCで送るとTOに入っている人も、CCに入っている人も、お互いメールが送られていることがわかるよ。

インターネットのコミュニケーションツールの種類

知っとかないと！

つぎのようなサービスを使えば、「なりすまし」によってコミュニケーションをとることが可能になります。子どもがどのようなサービスを利用しているかを知っておくことは、重要です。

電子掲示板
インターネット上に開設された掲示板。
様々な利用者が情報の書き込みや閲覧、紹介サイトのリンクをはることが可能。

プロフ（プロフィールの略）
インターネット上で自己紹介ができるサイト。

ブログ（ウェブログの略）
日記を書くように、簡単に記事を更新できるサイト。メールを投稿して、コメントを書き込むこともできる。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略）
インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は、自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティなどを選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。

無料アプリ※から、個人情報を抜き取ってやったぞ。

アプリをダウンロードする際には、正式なサイトからダウンロードするようにしようね。

※アプリ：アプリケーションの略。スマホにダウンロードしていろいろな作業ができるソフトウエア。

・・・・2・・・・

お金

消費のこと、経済のことを生活の中で学ぼう

電子マネーは、現金のいらない魔法のカード？

貸してあげるね。

ありがとう。

いらっしゃいませ

Card

KAI

塾の帰りに、友達がジュースを飲みたいって言ったから、前にもらったカードを貸してあげたんだ。
お金払わないでジュースが買えるなんて、便利だよね！

Card

・・・

あなたなら、
どのように答えますか。

知っとかないと！

見えないけれど、電子マネーはお金と一緒であることを理解させましょう

電子マネーの機能は、電車のカードや機種によってはケータイについているものもあります。

塾や習い事の交通費代わりに電子マネーを持たせる家庭が増えています。
タッチするだけで支払いができる電子マネーは便利ですが、その場で現金のやりとりがないので、お金を使ったことが実感しにくい、という特徴があります。

電子マネーを持たせるときには、まず「お金と同じ価値があること」「目的以外には使わない」ということを家族のルールとして守らせたり、「残高をチェックする」「領収書をとっておく」ようにして「使用額を把握する」といったことが重要です。

また、オートチャージ式(※1)の電子マネーもありますが、使った金額がさらにわかりにくくなるので、できればプリペイド式(※2)にしましょう。

※1 オートチャージ式　自動的に金融機関の口座より入金するシステム。自動的にクレジット決済となる。
※2 プリペイド式　事前に支払っておいた金額の範囲で支払いができる仕組み。

消費者が支払うお金の市場や社会への影響

消費者が商品を購入する行動を選挙の投票に例えると、消費者が商品や企業を選択し、お金という票を投じる行為と見ることができます。消費者の"投票"行動は市場や社会に大きな影響力をもちます。
例えば、消費者が環境に配慮した商品を望み、購入すれば、その商品を提供する企業を応援することになり、その他の企業や市場のあり方に影響します。その結果、環境に配慮した社会の形成につながっていきます。
一方、偽ブランド商品の購入やインターネットからの違法ダウンロードなど、消費者が違法な商品や社会的に望ましくない商品を選択しないことが、健全な市場を形成するために重要です。

クレジットカードの情報を大切に

クレジット契約は、消費者が販売業者から商品やサービスを購入するとき、クレジット会社が代金を立て替えて支払い、後日、消費者がクレジット会社に返金する契約です。クレジットカードは、名義人以外の人が使用してはいけません。
保護者のパソコンやケータイを子どもが使って、ネットショッピングをした場合、クレジットカード情報がそのまま記録されていると、後に子どもだけで別のモノを購入してしまう可能性があります。カード決済が終わったら、カード情報は消去しましょう。ログイン画面のIDやパスワードなども記憶させている場合は、チェックをはずすように注意しましょう。

契約の意味

契約は、契約をしようとする消費者と販売業者の間で、「買います」「売りましょう」の意思表示があれば成立します。

中学生は、未成年なので、本人だけで契約を行っても原則、取り消すことができますが、おこづかい程度の範囲であれば、取り消しはできません。

クーリング・オフ

消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などで適用されます。

自分から店に出向いて購入したり、インターネットで申し込んだり、テレビショッピングで自分から申し込んだ場合は、クーリング・オフは適用されません。

クーリング・オフは必ず書面（特定記録郵便など）で行い、コピーを保管しておきましょう。
クーリング・オフの手続きが必要な場合は、生活情報センターまでご相談ください。

3

環境

ものを大切にして、環境に配慮した生活を目指そう

3Rについて、生活の中で取り組めることを考えてみよう

Reduce リデュース

ごみになるものをへらす。

取組み事例

- 衝動買いをしない。
- ものは大切に。文具などの消耗品は最後まで使う。
- 食べ残しをしない。
- 不要な包装、袋は受けとらない。

わが家の取組み

できることを話し合って書いてみよう

Reuse リユース

家で使わなくなったものを、人にゆずるなど、繰り返し使う。

取組み事例

- 小さくなった服や自転車は、ほかの人にゆずる。
- 必要がなくなったものはガレージセールに出す。

わが家の取組み

できることを話し合って書いてみよう

Recycle リサイクル

不要になったものを原料として新たなものを作り、再生利用する。

取組み事例

- 缶・びん・ペットボトルと、容器包装プラスチックを分別して、決められた日にクリーンステーションに出す。
- 新聞、段ボール、雑がみ（雑誌、お菓子の箱など）を地域の資源集団回収に出す。

わが家の取組み

できることを話し合って書いてみよう

知っとかないと！

3つの R でごみを減らそう！

地球環境を守るためには、限られた資源を大切にし、ごみを減らす工夫が必要です。
そのためには、3Rといって、「リデュース」「リユース」「リサイクル」といった取組みが各家庭で必要です。

ごみと資源の出し方を確認しよう

①収集日当日の午前5時から午前8時までの間に出す。
②分別して指定袋で出す。
（指定袋は、燃えるごみ、燃えないごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの４種類）
③決められたクリーンステーションに出す。

省エネチェック

自分の生活を振り返って、実行できている省エネ行動に、チェックを入れてみよう。

(　　　　)内の金額は、年間のおよその節約額

テレビ

□ テレビを見ないときは、消している。
(32インチ液晶の場合、1日1時間短縮 電気代370円)

エアコン

□ 夏の冷房温度は、28℃を目安に設定している。
(設定温度を27℃から28℃に変更　電気代670円)

□ 冬の暖房温度は、20℃を目安に設定している。
(設定温度を21℃から20℃に変更　電気代1170円)

照明器具

□ 電灯の点灯は、必要なときだけにしている。
(54Wの白熱電球1灯の点灯時間を1日1時間短縮　430円)

冷蔵庫

□ 冷蔵庫を開けている時間を短くしている。
(開けている時間を20秒間から10秒間にする　電気代130円)

□ 設定温度を適切にしている。
(周囲温度22℃で、設定温度を「強」から「中」に設定　1360円)

入浴

□ 間隔をあけずに入浴している。
(2時間放置により4.5℃低下した湯(200ℓ)を追い焚きする　ガス代5270円)

□ シャワーは、必要なときだけ流すようにしている。
(45℃のお湯を流す時間を1分間短縮　ガス代1760円、水1000円)

ワケトン

□ 風呂上がりのドライヤーは、タオルでよく拭いてから使っている。
(1000W級の大風量のドライヤーは、短時間でも多くのエネルギーを使います。)

パソコン

□ 使わない時は、電源を切っている。
(ノート型の場合、1日1時間利用時間を短縮　電気代120円)

※スクリーンセーバーは、省エネ？？

スクリーンセーバーは、パソコンを一定時間操作しないと、自動的にパソコンの画面の表示を変えたり、不規則に動く画像を表示させたりし、キーボードやマウスに触れると元の状態に戻す機能を持ったソフトウエアです。設定している人も多いですが、実際には、消費電力は下がりません。特に3Dのスクリーンセーバーは、描画処理にパワーを多く使うため、パソコンを操作していないのに、かえって消費電力が上がるものもあります。

参考：家庭の省エネ大事典2012年版(一般財団法人省エネルギーセンター)より

国際エネルギースターロゴがついた商品は、待機している状態が一定の時間を経過すると、省エネモードに自動的に切り替わる機能を持っています。購入する際の参考にしましょう。
(コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、スキャナ、ファクシミリなどについています。)

4 安全

事故を予防するために

中学生に多い事故事例と対策

事故事例

音楽を聴きながら自転車に乗っているとき、近くを車が通り、転倒しそうになった

電子レンジで牛乳を温めたら突然沸騰

ドライヤーから火花

原因

携帯音楽プレーヤーで音楽を聴きながら自転車に乗っていたので、自動車が近づくのに気がつかなかった。

電子レンジで牛乳を温めたところ、ぬるいと感じたので、オートあたためを繰り返した。

電源コードを本体に巻きつけて収納していたところ、電線が切れて、スイッチを入れた途端ショートした。

どのようなことが必要ですか？

危険な行為はしない

大きな事故につながる可能性がある行為です。絶対にしてはいけません。
事故にあわないために、危険を予見する力をつけるようにしましょう。

※過去に、子どもが加害者になった自転車事故で、被害者に重大な後遺症が残るけがを負わせ、高額な賠償金の支払い命令の判決が出たケースもあります。

正しい使用方法に従いましょう

- 家電製品は、取扱説明書をよく読んで正しい使い方をする。
- 製品や取扱説明書についている警告図記号(下記の記号参照)や表示を理解し、正しい使い方をする。
- キズや壊れた箇所がないか点検し、正しく手入れをする。
- 変な音がしたり、正しく動作しなかったりおかしいと思ったら使用を中止する。

製品や取扱説明書についている警告図記号

注意マーク
(注意すること)

禁止マーク
(してはいけないこと)

指示マーク
(必ず行うこと)

安全を守るために気をつけたいこと

できるだけ安全な商品を選ぶ

商品を選ぶときには、危険性の少ないものを選ぶことが重要です。

安全や品質基準を定めて基準に適合した製品には、SGマーク(乳幼児製品、家具・家庭用品など)、PSEマーク(電化製品)などが商品についています。商品購入時の参考にしましょう。

最新の安全情報を得るには

★子どもの安全に関して

「子ども安全メールfrom消費者庁」
URL:http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/

全国の消費生活センター等からの事故情報が集められ、緊急性の高い情報は、消費者庁から情報発信しています。

「子どもサポート情報」
URL:http://www.kokusen.go.jp/mimamori/

消費者被害から子どもを守る最新情報を独立行政法人国民生活センターが発信しています。

★企業からも、製品の安全性に問題がある場合は「リコール社告」を新聞等に掲載します。該当する商品を持っている場合は、社告を見て、適切に対処しましょう。

知っとかないと!

製造物責任を知ろう

製品の欠陥により、生命・身体・財産に損害を受けた場合、製造物責任法(PL法)により、製造業者などに損害賠償の責任を請求することができます。PL法では、製造業者などに「過失」がなくても製品に「欠陥」があれば、損害賠償責任を請求できることを定めています。

製品事故による消費者被害の相談窓口として神戸市では、生活情報センター(☎078-371-1221)があります。
そのほか、製品の分野ごとにPLセンターがあり、専門家による助言やあっせんなどで紛争の解決を図ることができます。

製品事故についてさらに学ぼう

①ヒヤリハット体験を生活に活かしましょう

1件の重大な事故・災害
29件の中程度の事故・災害
300件の小さな事故

（ハインリッヒの法則より）

重大な事故・災害が１件生じる背景には、**29件**の中程度の事故・災害と、**300件**の小さな事故があると言われています。

大きな事故に至らなくても、子どもの生活を見ていて、ヒヤリとする**「ヒヤリハット」体験**をすることがあります。

「ヒヤリハット」体験をしないように、事前に防止策をとるとともに、ヒヤリと思ったときは、その原因や重大な事故につながる危険を考え、家庭でできる対策を実行していくことが重要です。

②使用に対する消費者の責任は…

非常識な使用
予見可能な誤使用※
正常使用

消費者が、使用上の注意を守る

「非常識な使用」に対しては消費者は使用上の注意を守る必要があるとされています。

事業者が、製品安全を確保する

消費者の誤使用による事故は消費者の責任ととらえがちですが、「予見可能な誤使用」の範囲までは事業者に製品の安全を確保する必要があるとされています。

※非常識な使用か予見可能な誤使用かの判断は、個々の消費者の属性、環境、使用状況等により、常に変動するもの

参考：（独）製品評価技術基盤機構「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」第3版2007年10月1日発行

③製品事故発生や製品に疑問があったら意見を伝えましょう

- 製品事故が発生！
- 使い勝手、安全性、情報提供のあり方に疑問！

- **事業者の相談窓口**に意見を伝える。
- **生活情報センター**に情報提供。事故発生時は、生活情報センターへ対応について相談する。

次の事故を未然に防ぐために重要です。

家庭における消費者教育教材研究会メンバー 一覧

◎○勝木　洋子（神戸親和女子大学発達教育学部教授）
井波　禮子（神戸市消費者協会）
菊本　智子（住吉幼稚園園長　9/4より）
宗野　正子（太田中学校PTA会長）
武永　優子（消費生活マスター）
橋本　真紀（元鹿の子台小学校PTA会長）
松田　依子（泉台小学校PTA会長）
吉田　朱美（淡河中学校校長）
（蒔野　富久美（名谷あおぞら幼稚園園長）9/3まで）
○寺見　陽子（神戸松蔭女子学院大学人間科学部教授）
岡本　孝子（生活協同組合コープこうべ理事）
小堀　美須津（兵庫県金融広報アドバイザー）
竹内　由美（鈴蘭台中学校PTA会長）
竹村　純一（主任児童委員）
藤原　玲子（湊山小学校校長）
三谷　敏子（神戸市消費者協会）
吉田　晴美（消費生活マスター）

注：◎印は座長、○印は編集責任者、その他五十音順

【この冊子についてのお問い合わせ先】 神戸市市民参画推進局市民生活部消費生活課　電話 078-322-5185

こちらの冊子は、神戸市役所のホームページ
「KOBE消費生活情報」http://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/lifestyle/index.html
消費者教育〈教材に関する情報〉からご覧いただけます。

5

やってみよう！
消費生活自立度チェック

次の質問であてはまるものに、チェックマーク(✓)をつけよう。

8ページの質問にも答えて、ネット・情報を理解しよう。

ネット・情報
- □ ケータイやパソコンの使用について家族のルールを作り、守っている。
- □ 不審なサイトにアクセスしないようにしている。
- □ ケータイで利用しているサービスについて、保護者に話している。
- □ ネット通販を利用する場合は、保護者の承諾を得ている。

お金
- □ おこづかいは、保護者が働いて得たお金であることを理解して使っている。
- □ おこづかいの使い方について、家族で話し合う機会を持っている。
- □ 商品を購入するときは、欲しいものか必要なものかということや、価格、性能、アフターサービスなどもよく考えて購入している。
- □ 消費者が支払うお金の使い方が、社会や市場に影響を与えることを理解している。
- □ 保護者のクレジットカード情報を、勝手にネットなどで使ってはいけないことを理解している。
- □ おこづかい程度の買物はできても、それを超える場合は保護者の承諾が必要であることを知っている。
- □ 訪問販売やキャッチセールスで購入した商品は、一定期間内ならクーリング・オフできることを知っている。
- □ 電子マネーを人に貸してはいけないことを理解している。

環境
- □ ごみを減らすために、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を日常生活で実践している。
- □ 資源とごみの分別のルールにしたがって、決められた日に、ごみを出すことができる。
- □ 使っていない家電製品(テレビなど)は主電源を切ったり、コンセントを抜いている。
- □ エアコンの温度を省エネ推奨の温度に設定して使っている。
- □ 身近にできる節電について家族で話し合って取り組んでいる。
- □ 商品を選択する基準として、エネルギー消費の少ないものを選んでいる。
- □ 家庭の光熱水費(電気、ガス、水道)の金額や昨年との増減を把握している。

安全
- □ 自転車に乗ってイヤホンで音楽を聴くなどの危険な行為は、しないようにしている。
- □ 自転車に乗ってケータイのメールのチェックや通話などの危険な行為は、しないようにしている。
- □ 自転車に乗る前に点検している。
- □ よじれた電気コードの使用やタコ足配線は、危険性が高いことを理解している。
- □ 製品の取扱説明書を家族と一緒に読んで、正しい使い方をしている。
- □ マークや表示も見ながら、安全な製品を選んで使っている。
- □ 製品の安全について、新聞やテレビの情報を、注意して見ている。
- □ ヒヤリハット体験を活かして、重大な事故が起きないように気をつけている。

全体
- □ 日常的に自分の消費行動について、保護者に話をしている。
- □ 困ったことがあれば、保護者に話をするようにしている。
- □ 生活の価値観やライフスタイルについて、家族で話し合っている。

消費生活自立度チェック　診断結果

チェックが入った数

25〜30個… ☆ 知識もあり、行動もともなっています。家族ともよく話し合いができています。ネット・情報に関しては、常に新しい知識に対応していく必要があります。引き続き家族で話し合う機会を大切にしましょう。

18〜24個… ☆ 理解度はあと一歩です。チェックが入らなかった項目について努力してみましょう。

17個以下… ☆ 全体的に、知識が不足しています。分からないところは、家族で話し合ったり、できることを増やしていきましょう。

わが家のルール

お手伝い(家庭での役割)

おこづかい

もらうとき (毎月 ・ 毎週 ・ 毎日)

金額 円

貯金の仕方(貯金する金額を決める等)

ゲーム機、パソコン、ケータイ

１日の使用時間 分

使用場所

ケータイ、パソコンの利用料金 円まで(毎月チェック)

その他のルール (夜○時以降は使わない等)

省エネ

家庭で節電 (例)テレビを見ていないときは、主電源を消す

家族で話し合ってルールを決め、よく目にする場所に貼っておきましょう。

消費生活のトラブルに関する相談窓口

生活情報センター内に、
最新の消費生活情報を
集めた神戸消費者教育
センターがあるよ。
ぜひ見学に来てね。

神戸市生活情報センター
相談時間:平日(12月29日～1月3日・祝日を除く)8:45～17:30
☎(078)371-1221 (相談専用ダイヤル)

週末消費生活相談ダイヤル
相談時間:土・日(12月29日～1月3日・祝日を除く)10:00～16:00
☎0120-511-103 (携帯電話からはかかりません)

神戸消費者教育センター(消費生活について学べます)
生活情報センター内にあり、見学案内もします。
☎(078)371-1222

〔監修〕公益財団法人 消費者教育支援センター 〔発行・著作〕神戸市
平成25年1月発行 神戸市広報印刷物登録平成24年度第262号-3号(広報印刷物規格A-1類)